

## 原子力規制検査の運用状況について

## 1. はじめに

原子力規制検査が開始され、半期が経過したところであるが、検査の運用に関する所感および改善要望を集約したのでご報告する。

## 2. 所感

- ① フリーアクセスについて、事業者を介することなく、検査官自らが事業者のシステムへアクセスして、QMS 規程類や CR 情報を確認されるようになり、検査制度が浸透してきていると感じる。
- ② 検査官からの日々の質問について、事業者は書面にて受領し回答する運用を検査官側から提案いただき、確実なコミュニケーションや実績管理ができるようになった。

## 3. 改善要望

## 3. 1 チーム検査の運用について

(検査の実施内容に関する改善要望)

- ① 品質マネジメントシステムの運用のチーム検査において、過去3年分の CAP データを確認され、その中で原子力規制検査開始前に是正処置まで完了している事案については是正処置が不足していたとして、パフォーマンス劣化となり、安全への影響度合いを評価して、重要度および深刻度判定がなされた。原子力規制検査開始前に対応が完了している事例に対して、改めて重要度や深刻度評価をすることは、過去に保安検査で対応した案件においても更なる対応を求めることにもつながりかねない。原子力規制検査導入前の事例に対して、是正が不十分ということであれば、気づき事項として報告いただき、重要度や深刻度判定は参考として記載されるべきである。

<基本検査運用ガイド 品質マネジメントシステムの運用 抜粋>

(a) 検査対象には、5.3「年次検査のサンプル選定に関するガイド」の必須項目（※の項目）に加え、事業者のパフォーマンスに応じて、同ガイドから広範囲な問題を含めることができる。例えば、検査対象として、配管の腐食、安全関連海水系の劣化、ホウ酸の蓄積、電子機器の経年劣化、設置環境等、その重要度が経年に依存する恐れがある問題を含めることができる。この検査では、5年間を対象としてチームが指定した項目について事業者に対し、CAP 情報等の検索（コンピューター又はその他の手段により）を要求することができる。

### (検査の運用に関するご提案)

- ② 検査官から事業者への事前質問表の提示時期が前営業日の定時過ぎになることもあり、事業者側の準備が検査初日に間に合わないケースもあるため、事業者の検討期間も考慮いただき、コミュニケーションを図ったうえでの送付をお願いしたい。
- ③ 品質マネジメントシステムの運用のチーム検査を実施した2週間のうちに、気付きに対する評価が判断できないとして、本庁へ持ち帰り判断するという対応となり、その後は意見交換できていない。見解を持ち帰る場合には事実誤認を避けることから、見解が纏まるまでは事業者と議論の場を設けていただきたい。
- ④ 「重大事故等対応訓練のシナリオ評価 (BE0080)」と「重大事故等対応要員の訓練評価 (BE0070)」のチーム検査は、同一の検査官で実施することで、訓練内容の説明に係る時間を減らすとともに、訓練観察時の理解促進が図られ、効果的な検査に繋がると考える。
  - ・重大事故等対応訓練のシナリオ評価 (BE0080) の検査を実施 (〇日～〇日)
  - ・上記シナリオ訓練でご説明した訓練に対して、重大事故等対応要員の訓練評価 (BE0070) の検査を実施。(〇日～〇日, 〇日～〇日, …)要員の訓練評価の検査4回のうち3回については、シナリオ評価の検査に参加していない検査官がおられたため、再度訓練の内容について説明を実施
- ⑤ 安全靴や安全帯などの一般的な安全に係る装備品については、検査官によってご自身で準備されている方と事業者に要望される方がいる。要望があれば事業者側でも最大限対応させていただくが、人数によっては準備することができない場合もあるため、基本的には規制庁側で準備いただきたい。

## 2. 2 チーム検査以外の全般の運用について

- ⑥ 定期事業者検査報告書は法令上3回(定期事業者検査開始前, 原子炉起動前, 定期事業者検査終了後) NRAへ提出することになっている。一方, これ以外のタイミングであっても, 運転計画を変更するような大幅な計画変更がある際には, 定期事業者検査報告書の補正をするよう要求されている。本件については別途, 詳細な運用について, 議論させていただきたい。
- ⑦ この1年を通じて得られた気付き事項について, 検査気付き事項のスクリーニングガイドの軽微事例集に反映される際には, その安全上の重要度について共通認識を持つための意見交換をさせていただきたい。

## 3. 最後に

原子力規制検査の開始当初に比べると, 安全上重要な問題にフォーカスした検査が徐々に浸透しつつあると感じる。検査開始当初は明らかに安全上重要ではない問題についても事業者の詳細な確認があったが, 徐々にそういったことは少なくなっている。

また, 第1回意見交換会合で事業者意見としてご説明した, 報告書に記載される結果や事実確認等に対し, 事業者意見等を書面で聴取する運用を早期に決定(10/7 規制委了承)いただいたこ

とに御礼申し上げます。今後とも、こういった意見交換の場を継続頂き、より良い検査制度になるよう貢献していきたい。

以上